

職員の旅費に関する条例施行規則

平成27年 3月30日規則第57号

第1条 職員の旅費に関する条例（平成27年条例第34号）の施行に関しては別に定めるもののほか、大阪市の例による。

第2条 この規則の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成27年2月2日から適用する。